

丹後園訪問介護事業所
指定訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人丹後福祉会が開設する丹後園ホームヘルプセンター（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、介護保険法及び老人福祉法に基づき、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態等にある契約者（以下「利用者」という。）が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、適切な訪問介護及び第1号訪問事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護においては、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

3 第1号訪問事業においては、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう第1号訪問事業訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及び利用者と締結した契約の定めに基づき、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、利用者の自立した日常生活を支援するため、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 前4項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）及び「介護保険法に基づく指定

介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」(平成24年京都府条例第28号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 丹後園ホームヘルプセンター
- (2) 所在地 京都府京丹後市網野町木津225番地の2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 2人以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護(第1号訪問事業)の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画(第1号訪問事業訪問介護計画)の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 5人以上
訪問介護員は、訪問介護(第1号訪問事業)の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 毎日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

2 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。

京丹後市以外の地域 片道 1,000円

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 4 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 職員は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第8条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族等、担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター、市町村及び京都府等に連絡するものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情等の処理)

第9条 事業所は、事業の提供に係る利用者及びその家族等からの意見、要望又は苦情（以下「苦情等」という。）を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情等の内容等を記録するものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族等からの苦情等に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、京丹後市全域とする。

(虐待防止)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (2) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。この担当者は、

虐待防止のための対策を検討する委員会の責任者とする。

(身体拘束に関する事項)

第12条 サービスの提供に当たって、身体拘束その他行動を制限する行為を行わないものとする。ただし、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため、利用者又はその家族等の了承のもと、やむを得ず身体拘束を行うことがあるものとする。

- (1) 身体拘束に関する説明（緊急やむを得ない理由、身体拘束の方法、時間等）を口頭・書面で行い、利用者又はその家族等の了承を得た上で行うものとする。
- (2) サービス計画にその内容を明記し、定期的に検討を行い、その状況の改善に取り組むものとする。
- (3) その検討内容、改善状況について、定期的に利用者又はその家族等へ状況の説明を行うものとする。

(感染症等の対策に関する事項)

第13条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、感染症又は食中毒が発生した場合若しくは疑われる場合は、適切な手順に従い対処等を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第15条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(職員の研修等)

第16条 事業所は、職員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修(外部における研修を含む。)を実施する。

なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年3回

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、すべての職員に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、施設の整備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

4 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人丹後福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年８月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

